

## 宿毛市若年層交流イベント業務委託 仕様書

### 1 事業の背景

本市の人口は年々減少しており、特に65歳未満の人口減少が顕著に現れている。平成22年の65歳未満の人口が15,894人に対して令和7年3月時点で10,865人と約32%減少しており、若年層の進学・就職を機とした市外転出だけではなく、未婚化晩婚化の影響により、婚姻件数の減少（平成24年93件に対して令和5年45件）及び出生数の減少（平成24年145人に対して令和5年69人）が大きな要因と考えられる。

### 2 業務の目的

本市の喫緊の課題である若年層の人口減少に対して、出会いのきっかけづくりとして、若年層交流イベント（以下イベントという。）を定期的で開催することで、移住者数及び定住者の増加、ひいては婚姻数の増加を図る。そして、イベントを開催するにあたり、計画の段階から民間の技術力を活かして本事業を推進することで、多様化するニーズに最大限応え、課題解決に向け成果を上げていく。

### 3 事業期間

契約締結の日から令和8年3月16日まで

### 4 事業費

8,998,000円（消費税及び地方消費税を含む、上限額）

### 5 業務の内容

#### (1) イベントの企画

【6 イベントの仕様】に定めた仕様でイベントを企画すること。

#### (2) イベントの開催

令和7年度中、定期的にイベントを開催すること。開催にあたって、イベントを円滑に進行するため、イベントスタッフの手配も行う。なお、イベントに要する費用は受託者にて負担すること。

#### (3) イベントの告知及び参加者の募集

SNS及び移住スカウトサイト【スマウト】等を活用してイベントを告知及び参加者を募集し、申込窓口を担うこと。なお、【スマウト】に関しては、地域の人として登録を行い、宿毛市のアカウントと紐づけたうえで、イベント告知を行うこと。

#### (4) 参加費の徴収

イベント参加費（食事を伴うイベントの場合は、食事代を含めた金額とすること。）を設け、参加者から徴収すること。

#### (5) アフターフォロー

各イベント終了後、参加者に対してアフターフォローを行うこと。

#### (6) 自由提案

その他、イベントを開催するうえで有効な施策、アイデアなどについて、その専門性、独創性を発揮した提案を行うこと。

#### (7) 業務打合せ

業務着手時、各イベント開催前、実績報告時の打合せを必須とし、適時、協議・打合せを行うこと。なお、着手時の打合せでは業務計画書および行程表を提出すること。

## 6 イベントの仕様

- (1) 回数  
年間4～6回とする。
- (2) 内容
  - ①新たな交流、出会い、友人作り、大切なパートナー探し、婚姻等、関係人口や交流人口を増やす切り口の内容とすること。
  - ②本市の課題を加味し、若年層が参加したくなるような内容とすること。
  - ③参加者の交通費や宿泊費を一部助成する等、どの地域からでも気軽に参加しやすい内容とすること。
  - ④年間を通して合計150名以上の参加者が見込める内容とすること。
- (3) アフターフォロー
  - ①イベント終了後、参加者に対してアンケート等を取ること。
  - ②参加者に対してお礼の連絡を取るとともに、参加者で連絡先等繋いでほしい方がいるかどうかの確認を行い、対応すること。
  - ③状況によって参加者同士のグループLINE等を立ち上げるなど、その後に繋げるよう働きかけること。
- (4) 参加者
  - ①性別構成比はおおむね半々とする。
  - ②年齢は男女ともに原則18歳～40歳とする。
  - ③居住地は市内外問わないが、市外居住者に関しては移住に関心のある者とする。  
なお、移住に関心のある者については、連絡先等の情報を宿毛市へ共有し、宿毛市から移住等に関する情報発信及び案内に関して連絡することがある旨を了承することを要件とすること。
  - ④イベント時に撮影した写真を宿毛市公式 Instagram 及び宿毛市移住公式 Instagram にて投稿する旨を了承することを要件とすること。

## 7 提出書類

契約締結後、受託者は以下タイミングにおいて、次の関係書類を委託者に提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。

- (1) 契約締結後  
委託業務着手届
- (2) 業務完了時  
委託業務完了届  
実績報告書（任意様式）
- (3) 各イベント終了時  
イベント終了報告書（任意様式）  
写真（データ及び印刷物）  
・宿毛市公式 Instagram 等宿毛市発信の各記事にて使用可とする。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。
- (2) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 9 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報及び資料について、宿毛市の許可なく第三者に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

## 10 その他

業務の実施にあたっては、宿毛市と十分協議しながら事業を進めることとし、仕様にない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。